

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等の改正について

1 改正理由

国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等において、懲戒権に関する規定が削除され、安全計画の策定及び自動車を運行する場合の所在の確認を義務付ける規定が設けられる等の改正がなされました。

本市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める当たっては、国が定める基準に従い、又は当該基準を参酌するものとされていることから、本市の基準について改正しようとするものである。

2 改正をする基準

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
- (2) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
- (3) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

3 各基準における改正点について

別添議題 1 資料 2 のとおり

4 基準の改正の検討について

国が定める従うべき基準については、必ず適合しなければならない基準であるため、当該基準に係る事項については、国が定める基準の改正の内容と同一の内容をもって、本市の基準の改正を行うこととする。

参酌すべき基準に係る事項については、次の観点から、本市の基準においても定める必要があり、また、国の定める基準と異なる内容を定める本市の特段の実情も認められないことから、国の基準の改正の内容と同一の内容をもって、本市の基準の改正を行うこととする。

- (1) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための措置に関しては、感染症及び食中毒への対応について、従来から、本市の条例、保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）及び保育所における感染症対策ガイドライン（平成 21 年 8 月 17 日付け雇児保発 0817 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）において示されているところであって、既に各家庭的保育事業所等において取り組まれていると考えられるものであり、それをより明確化及び具体化することで、その実効性を確保することができること。

(2) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

- (ア) 安全計画の策定等並びに感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための措置に関しては、児童の安全の確保に関する取組や感染症及び食中毒への対応について、従来から、本市の条例及び放課後児童クラブ運営指針（平成 27 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 34 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において示されているところであって、既に各放課後児童健全育成事業所において取り組まれていると考えられるものであり、それをより明確化及び具体化することで、その実効性を確保することができること。
- (イ) 自動車を運行する場合の所在の確認に関しては、今般、全国各地で送迎バス等自動車に児童が置き去りにされる事件が相次いでいることから、送迎時等の安全管理のために実施する必要があると認められること。
- (ウ) 業務継続計画の策定等に関しては、放課後児童健全育成事業の利用対象者が保護者が労働等により昼間家庭にいない児童であることを踏まえると、放課後児童健全育成事業者は、非常災害等の発生時においても児童に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る等非常災害時等においても事業を継続することが求められていること。

5 改正後の基準（案）（改正該当部分のみ）について
議題 1 資料 3 のとおり

6 今後の予定
本市の各基準を定める条例について、市議会 3 月定例会に一部改正条例案を上程予定